

大雪による農業被害に関する意見書（案）

平成26年2月の記録的な大雪により、関東甲信地区を初め全国各地では、パイプハウスなどの農業生産施設や、野菜、花き、果樹、畜産、酪農など農畜産物が甚大な被害を受けました。

本市でも、3月17日現在、農業用ハウスにおいては447棟、面積にして1,013アールが被害を受け、農業者の農業経営に与えた打撃は極めて深刻なものとなっています。さらに、農業者の高齢化が著しく進展する中、今回の被害を受けた農業者が農業経営の継続を断念することが憂慮されます。

こうした中、国では農業生産施設の復旧、修繕に向け、支援策を講じるしていますが、示されている制度では、倒壊や損壊したハウスの撤去費に対して、基準単価が農業者の被害の実態に即さないため、多くの農業者に負担が生じることが懸念されます。

よって、国におかれては、被害を受けた農業者が早急に立ち直り、希望を持って農業経営を継続できるよう、下記の事項について実施することを要望し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

倒壊又は損壊したハウスの撤去費に係る農業者負担を最大限軽減するため、農業者の被害の実態に即した助成となるよう基準単価の引き上げを行うこと。

平成26年3月25日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛
財務大臣
農林水産大臣

長野市議会議長 高野正晴